

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-480 改 1
提出年月日	平成 30 年 8 月 1 日

V-1-10-10 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画
常用電源設備

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「常用電源設備」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「常用電源設備」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、東海第二発電所における「常用電源設備」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画」により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」により示す。

【常用電源設備】本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				(○)実績 計画 (△) 計画	実施内容		備考
		◎:担当	○:関連	供給者	本店	発電所	業務実績又は業務計画	記録等	
3.3.1 設計	当社 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	○	○	—	◎	—	新規制基準への適合に対する要求事項を、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に示す事項とした。	—	—
3.3.2 設計	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	—	—	—	—	—	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則と過去の指針等（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び解釈）と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対応設備に係る機能ごとに「常用電源設備」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。	・様式-2 設備リスト	—
3.3.3 (1) 設計	基本設計方針の作成(設計1)	—	—	—	—	—	保守総括グループマネージャーは、様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。	・様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方 ・様式-4 施設と条文の対比一覧表	—
3.3.3 (2) 設計	基本設計方針の作成(設計2)	—	—	—	—	—	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、アウトプットとして、各条文と施設における適用要否の考え方を様式-3に取りまとめた。	・様式-5 工認添付書類星取表 ・様式-6 条文の設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表	—
3.3.3 (3) 設計	基本設計方針の作成(設計3)	—	—	—	—	—	保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備区分ごとに並び替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条文ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして工認書類と本工事計画の関係を様式-5に取りまとめた。	保守総括グループマネージャーは、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条文ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして工認書類と本工事計画の関係を様式-5に取りまとめた。	—
3.3.3 (4) 設計	基本設計方針の作成(設計4)	—	—	—	—	—	保守総括グループマネージャーは、設置許可基準規則、技術基準規則及び設備変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。	保守総括グループマネージャーは、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連をアウトプットとして様式-5に取りまとめた。	—

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考	
		当社	供給者	本店	発電所		業務実績又は業務計画	記録等		
							保守総括グループマネージャーは、様式-3、様式-4、様式-5、様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューアーし、承認した。			
							保守総括グループマネージャーは、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5及び基本設計方針として、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットとして様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に取りまとめた。		・様式-8基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表	
3.3.3 (2)	設計	○	◎	○	○	○	保守総括グループマネージャーは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室)プラント管理グループマネージャーに必要な検討を依頼した。 保守総括グループマネージャーは、取りまとめた様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄についてV-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行なわれているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。 基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【1】は、本工事計画内の資料との関連）	○	1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。 ・技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条（発電用原子炉施設への不法な侵入等の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条（設計基準対象施設の火災による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第13条（安全避難通路等）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。	「原子炉冷却系系統施設」 参照
3.3.3 (2)	設計	○	○	○	○	○	2. 発電所構内における電気系統の信頼性確保に関する設計 (発電管理室)電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、常用電源設備の基本設計方針をインプットとして、発電所構内における電気系統の信頼性確保に関する設計を以下に示すとおり実施した。 (1) 機器の破損、故障その他の異常の検知と拡大防止に関する設計 a. 設備仕様に関する設計	・設計資料（常用電源設備）		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー				組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)			備考
	当社	供給者	本店	発電所		業務実績又は業務計画	記録等		
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、電源設備への保護継電装置及び遮断器の設置に関する外部電源、発電機、ガス絶縁開閉装置、変圧器及び内電源設備等の各々の設備設計について、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、様式-2で抽出した異常を検知するための保護継電器及び異常を検知した場合に動作するガス絶縁開閉装置又はメタルラッシュ開閉装置等の遮断器を設置することにより異常の拡大を防止できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様、系統図及び常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	電気・制御グループマネージャー保守総括グループマネージャー は、東京電力パワーグリッド株式会社へガス絶縁開閉装置の定格遮断電流に関する設備設計のために、三相短絡容量の計算を文書にて依頼し、その計算結果を受領した。 電気・制御グループマネージャー は、受領した計算結果を確認した。 保守総括グループマネージャー は、電気・制御グループマネージャーが確認した東京電力パワーグリッド株式会社の計算結果をインプットとして、ガス絶縁開閉装置の定格遮断電流を選定し、その結果をアウトプットとして三相短絡容量に開する設計資料に取りまとめた。		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考			
	当社	供給者	◎・担当	○:関連		業務実績又は業務計画	記録等				
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、変圧器及びガス絶縁開閉装置での故障に対する保護继電器等による1相開放故障の検知及び検知後の母線切替に関する設備設計について、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、様式-2で抽出した後、設備設計とすることにより、変圧器、設備図書及び筐体に内包される設計とすることにより、変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合に、保護繼電器にて自動検知可能な設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様及び常用電源の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した保護继電器が、異常を検知した場合、自動で故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替ができる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様及び常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、275kV送電線での故障に対する保護继電器等による1相開放故障の検知及び検知後の母線切替に関する設備設計について、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した275kV送電線を多重化した設計とすることで、1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならない設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして系統図、設備仕様及び常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した保護装置により、電力送電時、3相の電流不平衛監視にて常に自動検知できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様及び常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した154kV送電線が各相の不足電圧继電器にて常時自動検知できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして常用電源の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、レピューレー及び保守総括グループマネージャーは、これらの設計資料をレビューや承認した。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		◎:主担当	○:関連	供給者			
	当社	供給者	本店	発電所		(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、本工事計画における調達管理の実績又は業務計画	記録等
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、本工事計画における調達管理を行ったための調達文書を作成し、V-1-10-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき調達管理を実施した。	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは供給者に対して同一の送電鉄塔に架線されない場合も1回線が、設計基準対象施設において同一の送電鉄塔に架線されない場合が他の回線と物理的に分離された送電線から受電できる設計及び送電鉄塔の基礎が地すべり等の無い安定した地盤に建設するとともに、強風対策を施す設計となつていることの確認を要求した。	
						供給者は、(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーからの要求を受けて、送電系統の物理的分離及び送電鉄塔の基礎が地すべり等の無い安定した地盤に建設されていること及び強風対策が施されている設計であることをについて確認し、それを業務報告書として当社に提出した。	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、供給者が提出した業務報告書を確認した。 確認し、承認した。	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、供給者が提出した からかの業務報告書 をインプットとして、送電鉄塔が物理的に分離されていること及び送電鉄塔の基礎が地すべり等の無い安定した地盤に建設されていること並びに強風対策が施されていることが基本設計方針を満たす設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。	
						【常用電源設備の健全性に係る説明書】	
						4. 発電用原子炉施設の電力供給確保に関する設計 (発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、発電用原子炉施設の電力供給確保に関する設計を以下に示すとおり実施した。	・設計資料 (常用電源設備)
						(1) 電力の供給が同時に停止しない設計 a. 設備仕様に係る設計	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、3回線の送電線による連系に係る設備設計について、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した電線路の、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から発電用原子炉施設への電力の供給が停止しない設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様、系統図及び常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。	
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、これらの設計資料をレビューし、承認した。	
設計	3.3.3 (2)	◎	◎	—	○		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		◎:主担当	○:関連	供給者			
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		

実施内容

(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)

備考

（発電管理室）設備耐震グループマネージャーは、電力の供給が停止しない設計のうち、健全性に係る「環境条件等」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。

b. 各機器固有の設計

(a) 耐震評価

（発電管理室）設備耐震グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。

【要目表】【単線結線図】【常用電源設備の健全性に係る説明書】**【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】**
【耐震性に関する説明書】

(2) 送受電設備の耐震性、津波、塩害に関する設計

a. 設備仕様に係る設計

（発電管理室）電気・制御グループマネージャーは、送受電設備基礎の支持性能に関する設備設計について、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した開閉所から主送電機側の送受電設備について、十分な支持性能を持つ地盤に設置することを確認し、その結果をアウトプットとして常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。

（発電管理室）電気・制御グループマネージャーは、碍子、遮断器の耐津波、耐塩害対策に関する設備設計について、設置変更許可申請書及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した碍子、遮断器は耐震性の高いものを使用し、津波に対して隔離又は防護するとともに、塩事を考慮した設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして常用電源設備の健全性に関する設計資料に取りまとめた。

（発電管理室）電気・制御グループマネージャーは、これらの設計資料をレビューし、承認した。

保守総括グループマネージャーは、送受電設備の耐震性、津波、塩害に関する設計のうち、健全性に係る「環境条件等」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。

b. 各機器固有の設計

(a) 耐震評価

（発電管理室）設備耐震グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。

【常用電源設備の健全性に係る説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】**【耐震性に関する説明書】**

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所 供給者			
設計 3.3.3 (2)	設計、工事及び検査の業務フロー	○:主担当 ○:関連	○	—	—	○	5. 電気設備の設計条件 (発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、電気設備の設計を以下に示すとおり実施した。	・設計資料(常用電源設備) 記録等
設計 3.3.3 (3)	設計のアートボードに対する検証	○	○	—	—	○	(1) 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 (発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、電気設備の異常の予防等に開し、V-1-10-4の「17. 電気設備の設計」の「(1) 常設の電気設備の設計」で実施した。	・設計資料(常用電源設備) 記録等
設計 3.3.3 (4)	工事計画認可申請書の作成	○	○	—	—	○	【常用電源設備の健全性に係る説明書】	・工事計画認可申請書案
設計 3.3.3 (5)	工事計画認可申請書の承認	○	○	—	—	○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証を実施させ、承認した。	・設計資料(常用電源設備) 記録等
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画の実施	—	—	—	—	○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施したことにより本工事計画として整理することにして整理することにより本工事計画認可申請書案を作成した。	・工事計画認可申請書案 ・工事計画認可申請書案
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画のチェック	—	—	—	—	○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案について、確認を行った。	・工事計画認可申請書案
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画の実施	—	—	—	—	○	V-1-10-1の「3.3.3(3) 設計のアートボードに対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4) d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、保守総括グループマネージャーは、設計を主管するグループのマネージャーが作成した資料を取りまとめ、V-1-10-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子力施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。	・原子力炉施設保安運営委員会議事録
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画の提出	—	—	—	—	○	また、工事計画認可申請書の提出手続きを主管する(発電管理室)プラント管理グループマネージャーは、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きのため、発電管理室長の承認を得た。	・工事計画の提出
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画の実施	—	—	—	—	○	工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」に基づき、本工事計画を実現するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。	・様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表
工事及び検査 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4	工事計画の実施	—	—	—	—	○	工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。	・調達文書 ・検査計画

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)			備考
	当社	供給者	◎:担当	○:関連	◎:主担当	○:関連	業務実績又は業務計画	記録等		
							工事を主管するグループのマネージャーは、本工事計画申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時に、追加工事が必要となつた場合、V-1-10-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。			
							調達に当たつては、V-1-10-1の「3.5.3(1) 調達文書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達文書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実に行う。			
							検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。			
							本工事計画を主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査の計画に当たつてV-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。			
							検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。			
							検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、V-1-10-1の「3.4.5(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て制定する。			
							・検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順、検査工程、検査概要、検査用計器一覧、検査成績書の項目			
							工事又は検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.6.2識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。			
							検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.5(3) 適合性確認検査の体制」に基づき、適合性確認検査の体制を構成する。			
							検査員は、V-1-10-1の「3.4.5(4) 適合性確認検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。			
							報告を受けた検査実施責任者は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査を主管するグループのマネージャー及び主任技術者に報告する。			

樣式-9

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）